令和８年（フ）第１０１１号
大阪市北区中津４丁目４番11―503号
破産者　南方　　豊
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２０３号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―203号
破産者　岡本　智子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１号
兵庫県川西市一庫３丁目23番２号　202、前住所札幌市北区北二十六条西15丁目３番12号
破産者　南部　　敬
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４７号
兵庫県伊丹市大鹿７丁目94番地　ラピス伊丹大鹿403号
破産者　岡本　夕子（旧姓中野）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５５号
兵庫県宝塚市旭町３丁目11番１―102号
破産者　川崎　精一
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県宝塚市中筋１―12―１―２―102、住民票上の住所大阪府茨木市園田町12番15―305号
破産者　松田　恵子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９２号
兵庫県川西市萩原１丁目７番19―502号
破産者　大野　能克
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９７号
兵庫県川西市東畦野５丁目16番７号
破産者　枝川久実子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目112番地２　瑞ヶ池ビル402号
破産者　Ｄｅｓｉｇｎ＿Ｆａｃｔｏｒｙ＿ＫＥＮこと　武田　一夫
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１号
福岡県久留米市上津町1215番地１　ヴィラグレース103号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田1189番地６
破産者　澁田　祐樹
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２８号
福岡県久留米市津福今町560番地１
破産者　貝田　孝治
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第８５号
福岡県大牟田市大字宮部301番地２、前住所福岡県大牟田市駛馬町６番地２　コーポ松下201号
破産者　松下　慶太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第３８０号
福岡市南区曰佐５丁目14番３―201号　Ｓ―ｒｏｏｍ曰佐　西館、前住所北九州市小倉北区下富野３丁目４番54号
破産者　吉井　雅人
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３３号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋3125番地16
破産者　西原　良子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３５号
北九州市八幡東区枝光３丁目３番16号
破産者　寺一　　忠
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４３号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台３丁目１番８号
破産者　早野健一郎
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７３号
福岡市早良区西新４丁目９番16―305号　ＣＲＥＳＴ西新、開始決定時の住所北九州市八幡東区荒生田３丁目５番５―302号
破産者　武内　将太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４０４号
北九州市八幡西区河桃町２番15号
破産者　星野　良太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊２丁目１番３号　砂山みずほ103号
破産者　萩原　　淳
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部